

学校法人 藤枝学園
藤枝順心中学校

生徒総合保障制度 のすすめ

(こども総合保険)

大切なお子様のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する病気やケガに対する危険も
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

団体割引適用



病気も補償



24時間補償



生徒総合保障制度の特長

- ✓ 補償期間中、**1日24時間**(学校の休みの日も) 補償します。
ただし、一部の補償は24時間補償ではありません。
- ✓ 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**学資費用** を補償します。
- ✓ お子様があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任** を補償します。
示談交渉サービス* がセットされています。
*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。
国内のみのサービスとなります。
- ✓ お子様**ケガ**をした場合に補償します。
- ✓ **ニーズに応じたプラン** をご用意しています。
- ✓ 「健康」「医療」「弁護士」**相談サービス** が受けられます。
- ✓ お子様**病気**を発病した場合に**補償**します。
- ✓ **細菌性食中毒** または **ウイルス性食中毒** を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

受付日

2025年3月25日(火)

受付時間：12時30分、14時30分

受付場所

1階受付

※当日お申込みいただけなかった方は、
3月31日までにお申し込みください。

ご注意

校門外やダイレクトメール等で案内される類似の保障制度は、当校とは一切関係ありません。
ご加入の際は間違えのなきよう、ご注意ください。

(現金回収用：B-240370)

保護者のご希望をカタチにした 『生徒総合保障制度』 です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

■基本補償

●個人賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

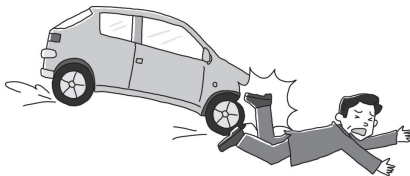
※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じることが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象なりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。



●学業(学資)費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●学校管理下動産補償

学校の授業・登下校中などに、お子様が携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。※自転車など一部補償対象外の物があります。

●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●特定感染症補償

お子様が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症等)(注1)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。※補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。(注1)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

●トラブル被害対応補償

お子様がいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用(※1)を補償します。

(※1) 対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。(※2) 弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

■病気の補償 (Aプランの場合)

補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

1泊2日の
入院から
補償します

●疾病入院医療保険金

お子様が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じて保険金をお支払いします。

補償期間
(保険期間)

2025年4月1日午前0時 から 2028年3月31日午後4時 まで
(学業費用の支払対象期間終了日2028年3月31日)

病気補償付
おすすめ

プラン表(補償項目／保険金額)		A プラン	B プラン	C プラン	D プラン	
制度掛金(保険料) (一時払)		30,000 円	20,000 円	15,000 円	5,000 円	
基本	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	国内の事故：無制限 国外の事故：3億円	国内の事故：無制限 国外の事故：3億円	国内の事故：無制限 国外の事故：3億円	2 億円	
	学業(学資)費用★ (支払年度あたり支払限度額)	70 万円	50 万円	35 万円	補償されません	
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ●■ ★	121.4 万円 (70.6万円)	88.4 万円 (54.8万円)	52.3 万円 (27.5万円)	37 万円 (28.4万円)
		後遺障害保険金 ●■ ★▲ (障害の程度によって)	121.4 ～約 4.8万円 (70.6～約2.8万円)	88.4 ～約 3.5万円 (54.8～約2.1万円)	52.3 ～約 2 万円 (27.5～約1.1万円)	37 ～約 1.4万円 (28.4～約1.1万円)
		入院保険金 ●■ ★▲ 日額(180日限度)	1,800 円	1,000 円	600 円	400 円
		手術保険金 ●■ ★ (1事故あたり1回)手術の際の★ 入院の有無によって入院保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
		通院保険金 ●■ ★▲ 日額(90日限度)	1,000 円	600 円	400 円	補償されません
特約	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	
	学校管理下動産 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額 3,000円)	20 万円	20 万円	10 万円	補償されません	
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	
	特定感染症補償 (葬祭費用なし) 【補償範囲を拡大する特約】	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	
	トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	200 万円	200 万円	200 万円	補償されません	
病気	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院) (60日限度)	1,750 円	補償されません	補償されません	補償されません	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者100名以上の場合の団体割引を適用したものです。保険金額に()の記載がある場合で、補償期間開始日時時点で20名以上100名未満の場合は団体割引率が異なり、保険金額が()内に変更になります。

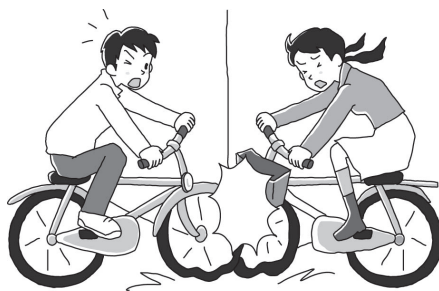
保険金お支払例

【補償内容：Aプランの場合】

個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任
15,745,000円

学業(学資)費用

保険金合計

700,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

●学業(学資)費用・ 700,000円



傷害(ケガ)

保険金合計

28,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

●入院保険金・・・ 18,000円
(1,800円×10日)
●通院保険金・・・ 10,000円
(1,000円×10日)



病気

保険金合計

105,000円

虫垂炎が悪化し、腹膜炎を併発し60日以上入院、手術を受けた。

●疾病入院医療保険金・105,000円
(1,750円×60日限度)



この悩み、
誰に相談したら...



ご加入すると
ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口
おつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの
相談
ダイヤル

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

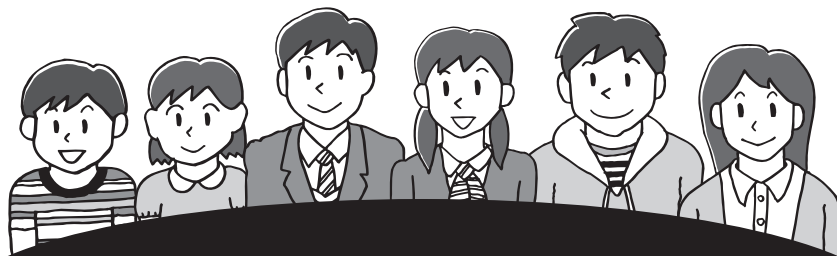
※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

B-230554

生徒総合保障制度 子ども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

個人賠償責任補償 (国内外補償) *個人賠償責任補償条項の一部変更 *受託品賠償責任補償 *賠償事故の解決に関する特約セット	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品（被保険者が他人から借りたり預かりたりしている財物をいいます。）については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。 ■賠償責任補償 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度。） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 …など（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額（※）を超えないものとします。（注3）受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士への委任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（注4）学校の管理下中やクラブ活	動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。（※）受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 ■被保険者の範囲 ① 本人（加入者証記載の被保険者をいいます。） ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 …など く受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと …など
	■保険金をお支払いする場合■ 扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費など（注）支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学費費用保険金額を限度とします。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転	・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など
傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	■保険金をお支払いする場合■ 【死亡保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。（注）同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 【後遺障害保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 【入院保険金】被保険者がケガにより入院した場合に、【ご加入の保険金日額×入院日数】をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内（※）の入院が対象）（※）入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。 【手術保険金】被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合 【入院保険金日額×5】 【通院保険金】被保険者がケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、【ご加入の保険金日額×通院日数】をお支払いします。（	1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度（※2））（※1）骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギプスなど（※3）を常時装着した状態をいいます。（※2）通院保険支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。（※3）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、学校の管理下（学校の授業中、在校中、教育活動行事への参加中、登下校中）で偶然な事故による損害が発生した場合、身の回り品1つ（1組または1対）あたり10万円またはご加入の保険金額のいずれか低い額（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、時価額（※）で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。（保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度）（※）被保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。（注1）身の回り品に含まれない主な物は次のとおりです。 ● クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、動物、	植物、データなどの無体物 ●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、危険な運動中のその用具 …など（注2）自己負担額（1事故につきご加入の1,000円または3,000円）があります。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 …など
熱中症危険補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に對し、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】 「傷害補償」「死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院」の保	險金
	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。なお、【入院保険支払限度日数短縮特約】または【通院保険支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮さ	れません。） ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症（初年度契約の場合） ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 …など
特定感染症補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間中に病気を発病（注1）し、保険期間中に1泊2日以上入院を開始した場合に、【ご加入の保険金日額×入院日数】をお支払いします。（1回の入院（注2）につき60日限度）（注1）発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気で、保険期間開始から1年経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。（注2）同一の疾病治療を目的として退院日	を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなします。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩はお支払いします。） ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等（※1）を行った場合に負担した費用をお支払いします。（※2）（各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度） ① いじめ ② 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ③ ストーカー行為 ④ 性犯罪行為 ⑤ 行方不明 ⑥ 他人の暴力行為または不当な身体拘束 ⑦ 自転車事故 ⑧ 消費者被害（※3）（※1）【届出・相談等】とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア、警察への届出・告訴状の提出 イ、弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談（※2）届出・相談日（届出・相談等を最初に行った日）が保険期間中である場合に限ります。（※3）5万円以上の物品・サービスを購入したことに	にカウンセリングを受けたことにより発生した費用（※2）（保険年度ごとに10万円限度） ●法律相談費用：法律相談を行ったことにより発生した費用（※3）（※3）（保険年度ごとに10万円限度） ●弁護士費用等：弁護士等への委任費用、和解等のために必要とした費用（※3）（※4） ●訴訟関連費用：訴訟のために必要とした、訴訟費用、弁護士等への委任費用等（※3）（※4）（※5）（※1）届出・相談日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。（※2）届出・相談日を含めて365日以内に発生した費用に限ります。（※3）事前に当会社の同意を得た場合に限り、（※4）届出・相談日を含めて3年以内に弁護士等への委任が開始された場合に限り、（※5）弁護士等が出席の上で相手方当事者と示談交渉を試みたものの解決が得られない場合に限り、（※6）
疾病入院医療保険金 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等（※1）を行った場合に負担した費用をお支払いします。（※2）（各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度） ① いじめ ② 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ③ ストーカー行為 ④ 性犯罪行為 ⑤ 行方不明 ⑥ 他人の暴力行為または不当な身体拘束 ⑦ 自転車事故 ⑧ 消費者被害（※3）（※1）【届出・相談等】とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア、警察への届出・告訴状の提出 イ、弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談（※2）届出・相談日（届出・相談等を最初に行った日）が保険期間中である場合に限ります。（※3）5万円以上の物品・サービスを購入したことに	■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為（被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。）、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほう助、容認、誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始時より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等（※1）を行った場合に負担した費用をお支払いします。（※2）（各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度） ① いじめ ② 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ③ ストーカー行為 ④ 性犯罪行為 ⑤ 行方不明 ⑥ 他人の暴力行為または不当な身体拘束 ⑦ 自転車事故 ⑧ 消費者被害（※3）（※1）【届出・相談等】とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア、警察への届出・告訴状の提出 イ、弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談（※2）届出・相談日（届出・相談等を最初に行った日）が保険期間中である場合に限ります。（※3）5万円以上の物品・サービスを購入したことに	■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為（被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。）、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほう助、容認、誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始時より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
トラブル被害対応補償 (国内のみ補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等（※1）を行った場合に負担した費用をお支払いします。（※2）（各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度） ① いじめ ② 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ③ ストーカー行為 ④ 性犯罪行為 ⑤ 行方不明 ⑥ 他人の暴力行為または不当な身体拘束 ⑦ 自転車事故 ⑧ 消費者被害（※3）（※1）【届出・相談等】とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア、警察への届出・告訴状の提出 イ、弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談（※2）届出・相談日（届出・相談等を最初に行った日）が保険期間中である場合に限ります。（※3）5万円以上の物品・サービスを購入したことに	■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為（被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。）、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほう助、容認、誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始時より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等（※1）を行った場合に負担した費用をお支払いします。（※2）（各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度） ① いじめ ② 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ③ ストーカー行為 ④ 性犯罪行為 ⑤ 行方不明 ⑥ 他人の暴力行為または不当な身体拘束 ⑦ 自転車事故 ⑧ 消費者被害（※3）（※1）【届出・相談等】とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア、警察への届出・告訴状の提出 イ、弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談（※2）届出・相談日（届出・相談等を最初に行った日）が保険期間中である場合に限ります。（※3）5万円以上の物品・サービスを購入したことに	■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為（被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。）、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほう助、容認、誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始時より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など



大切なお子様のために

・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】

・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者

(株) TOKAI

TEL : 0120-239-237 FAX : 054-273-4826

〒420-0034 静岡県 静岡市 葵区 常磐町 2丁目
6番地の8

担当：保険カスタマー課

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

●ご加入手続き

ご加入は下の加入依頼書にご記入・ご署名のうえ、掛金(保険料)を添えて専用封筒にてお申し込みください。



加入者証

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

※お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、お申込みの控として重要事項説明書とともに必ずお手元に保管してください。

(発送予定：本書表面の受付日より1か月半～2か月後)

■記入例と記入上の注意

消せないペンでご記入ください。

次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に取扱代理店まで必ずご連絡ください。「自動車運転者」「建設作業者」「農林漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」

ご加入プランに○印をおつけください。

加入依頼者のお名前(ご署名)・性別・生年月日・電話番号・住所をご記入ください。

お子様のお名前・性別・生年月日をご記入ください。

扶養者と加入依頼者が異なる場合のみご記入ください。

扶養者と被保険者(お子様)との続柄をご記入ください。

生徒総合保障制度加入依頼書(こども総合保険)

学校名 (契約者)	藤枝順心中学校	御中	加入 依頼日	20 年 月 日	
重要事項説明書(個人情報の取扱いを含む)を受領・承諾したうえで加入を依頼します。					
加入 依頼者 (保護者)	氏名	フリガナ (カタカナ)	タナカ タロウ	※加入依頼 者欄氏名は フルネーム でご署名く ださい。	
	漢字 (自署)	田中 太郎			
	性別	男1 女2	生年月日	昭S 平H 年 月 日	
	住所	〒 100-0000	TEL	03-5611-XXXX	
	被保険者 (お子様)	氏名	フリガナ (カタカナ)	タナカ カオル	
		漢字	田中 薫	性別	男1 女2
		生年月日	平H 令R 年 月 日		
	扶養者	氏名	フリガナ (カタカナ)		扶養者と被保険者との続柄 (その他の場合カタカナ記入) 必ずご記入ください。 その他
		漢字			

補償期間(保険期間)

2025年4月1日午前0時から
2028年3月31日午後4時まで

ご加入プラン いずれかに○印
(プランの内容についてはパンフレットでご確認ください。)

プラン	掛金(保険料)
A	30,000 円
B	20,000 円
C	15,000 円
D	5,000 円

・死亡保険金受取人は、法定相続人となります。
・学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。
・共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
原票コード
521

●個人情報の取扱いについて 契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校・園などに提供することがあります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

●次の場合、ただちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

- 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
- 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けられなくなることがあります。
- 転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため必ずご連絡ください。

インターネットによる事故受付も行っております。詳しくは引受保険会社(幹事)ホームページをご覧ください。

お申込みは下の
用紙で!!

もれなく記入してください。

キ リ ト リ

生徒総合保障制度加入依頼書(こども総合保険)

学校名
(契約者) 藤枝順心中学校

御中

加入
依頼日 20 年 月 日

補償期間(保険期間)

2025年4月1日午前0時から
2028年3月31日午後4時まで

重要事項説明書(個人情報の取扱いを含む)を受領・承諾したうえで加入を依頼します。

加入 依頼者 (保護者)	氏名	フリガナ (カタカナ)		※加入依頼 者欄氏名は フルネーム でご署名く ださい。	
	漢字 (自署)				
	性別	男1 女2	生年月日	昭S 平H 年 月 日	
	住所	〒	—	TEL	
	被保険者 (お子様)	氏名	フリガナ (カタカナ)	性別	男1 女2
		漢字			
		生年月日	平H 令R 年 月 日		
	扶養者	氏名	フリガナ (カタカナ)	扶養者と被保険者との続柄 (その他の場合カタカナ記入) 必ずご記入ください。 その他	
		漢字 (加入依頼者と同一 の場合は記入不要)		父 母	

ご加入プラン いずれかに○印

(プランの内容についてはパンフレットでご確認ください。)

プラン	掛金(保険料)
A	30,000 円
B	20,000 円
C	15,000 円
D	5,000 円

・死亡保険金受取人は、法定相続人となります。
・学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。
・共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社
原票コード
521

●用語のご説明●

補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

	用 語	説 明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危 険 な 運 動	ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	継 続 契 約	病気等を補償する同一の特約を連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。 ただし、直近で在籍していた学校においてもAIG損保の保険契約に加入されていた場合に、同一日での継続でなくとも継続契約とみなせる場合があります。
	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注) こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救援者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細 菌 性 食 中 毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	自 己 負 担 額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	支 払 対 象 期 間	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から支払対象期間終了日(注)までの期間をいいます。 (注) 加入者証記載の学業費用補償の終期をいいます。
	支 払 年 度	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日(注)の応当日までをいい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日(注)の応当日から順次1年間ずつをいいます。 (注) 加入者証記載の学業費用補償の終期をいいます。
	重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼くおよび言語の機能の全廃…など
	手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
	初 年 度 契 約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
た	同 一 の 病 気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特 定 感 染 症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症および指定感染症(注)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。(2023年5月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。) (注) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。
は	配 偶 者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。)
	発 病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
	被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
	扶 養 者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保 険 年 度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険 をお申し込みいただくお客さまへ

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2024年9月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」により、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

- 加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容

契約概要

注意喚起情報

【保険金をお支払いする主な場合】【保険金をお支払いしない主な場合】、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複

注意喚起情報

育英費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

●保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) 被保険者となる方の職業について

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ビザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④特約の追加など、契約条件を変更する場合

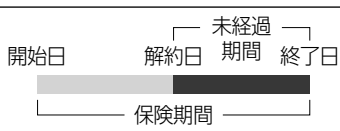
(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日まで期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90% (※)	

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の再保を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などを提出いただく場合があります。

事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-338-566 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- 弊社への苦情・ご不満を承る窓口は お客さまの声室
0120-246-145 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)
事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016 (通話料無料)
受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 (ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)
※ 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※ 電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。
一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963 (通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にできない場合があります。

お申し込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手数料をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。
なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注) 「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既に加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。